明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令（厚生労働一二五）　一

○自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令（経済産業・国土交通一）　一

〔告　示〕

○保険会社の資本金、基金、準備金等及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件及び保険会社及びその子会社等の資本金、基金、準備金及び通常の予測を超える危険に相当する額の計算方法等を定める件の一部を改正する件（金融庁一一）　二

○原戸籍の一部が滅失した件（法務一五四、一六一）

○除籍の一部が滅失した件（同一五五～一五七）

○除籍が滅失した件（同一五八～一六〇）

○日本国に帰化を許可する件（同一六二）

○種苗法第十八条第一項の規定に基づき品種登録した件（農林水産四七九）

○農業災害補償法第八十五条第四項の農林水産大臣が都道府県知事の意見を聴いて指定する地域を定める件等の一部を改正する件（同四八〇）

○電気事業法第七十四条の規定に基づき登録安全管理審査機関の審査の業務の一部を休止する届出があった件（経済産業五一～五三）

○建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行に伴う経済産業省関係告示の整理に関する告示（同五四）

○貨物自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業・国土交通二）

○乗用自動車のエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等の一部を改正する告示（経済産業・国土交通三）

○平成十六年国土交通省告示第七百七十二号の一部を改正する件（国土交通二三九）

○砂防法第二条の土地を指定する件（同二四〇）

○直轄砂防工事を施行する件（同二四一、二四二）

○高速自動車国道に関する件（同二四三）

〔国会事項〕

〔人事異動〕

内閣　特定複合観光施設区域整備推進本部事務局　内閣府　一〇

〔皇室事項〕　三

〔官庁報告〕　五

官庁事項

船舶局無線従事者証明の申請者に対する訓練の実施（総務省）　五

国家試験

平成二十九年浄化槽設備士試験の施行について（国土交通省）　六

国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（農林水産省）　六

〔公　告〕　七

諸事項

官庁　八

財団、有権者申出方、特定保険募集人の所在の確知等、割賦販売法に基づく同法第三十五条の三の六十一の許可を受けた者の営業廃止、割賦販売法及び割賦販売法施行令に基づく債権の申出関係　九

裁判所　九

相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係

地方公共団体　一〇

教育職員免許状取上げ処分関係

会社その他　一〇

省　令

○厚生労働省令第二十五号

身体障害者補助犬法（平成十四年法律第四十九号）第十五条第一項の規定に基づき、身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

厚生労働大臣　塩崎　恭久

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令の一部を改正する省令

身体障害者補助犬法第十六条に規定する業務を行う者を指定する省令（平成十五年厚生労働省令第百十九号）の一部を次のように改正する。

表中「山梨県南都留郡山中湖村山中二六二番地の一」を「千葉県館山市布沼字平砂浦一二一一番地一二二」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○経済産業省・国土交通省令第一号

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（平成二十八年政令第三百六十四号）の施行に伴い、自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十九年三月二十八日

経済産業大臣　世耕　弘成

国土交通大臣　石井　啓一

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令の一部を改正する省令

自動車のエネルギー消費効率の算定等に関する省令（昭和五十四年通商産業省・運輸省令第三号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に、「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改める。

第二条中「第二十一条第一号」を「第十五条第一号」に改める。

第三条中「第二十一条第八号」を「第十五条第八号」に改める。

附　則

この省令は、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令の施行の日（平成二十九年四月一日）から施行する。